



平成26年度

科学研究費助成事業

# 科 研 費

公募要領

科学研究費補助金(研究成果公開促進費)

— 研究成果公開発表、国際情報発信強化、学術図書、データベース —

平成25年9月1日

独立行政法人日本学術振興会

(<http://www.jsps.go.jp/>)

## はじめに

本公募要領は、平成26年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）「研究成果公開促進費（研究成果公開発表、国際情報発信強化、学術図書、データベース）」の公募内容や応募に必要な手続き等を記載したものであり、

- I 科学研究費助成事業－科研費－（研究成果公開促進費）の概要
- II 公募の内容
- III 応募される方へ
- IV 既に継続事業課題として採択されている方へ
- V 研究機関の方へ
- VI 応募書類の提出等

により構成しています。

このうち、「II 公募の内容」においては、公募する種目に関する対象及び事業期間等や応募から交付までのスケジュール等を記載しています。

また、「III 応募される方へ」、「IV 既に継続事業課題として採択されている方へ」、「V 研究機関の方へ」及び「VI 応募書類の提出等」においては、それぞれ対象となる方に関する「応募に当たっての条件」や「必要な手続き」等について記載しています。

関係する方におかれましては、該当する箇所について十分御確認願います。

今回の公募は、できるだけ早く各事業の応募者が事業を開始できるようにするため、審査のための準備を早期に進めることができるよう、平成26年度予算成立前に公募を始めるものです。

したがって、予算の状況によっては、今後、措置する財源等、内容に変更があり得ることをあらかじめ御承知おきください。

なお、平成26年度における主な変更点は以下のとおりです。

### ＜平成26年度における主な変更点＞

「研究成果公開発表」の公募・審査・交付について文部科学省から日本学術振興会へ移管されました。

# 目 次

## I 科学研究費助成事業－科研費－（研究成果公開促進費）の概要

1 研究成果公開促進費の目的・性格	1
2 種目	1
3 研究成果公開促進費に関するルール	1

## II 公募の内容

1 公募する種目	3
2 応募から交付までのスケジュール	3
(1) 応募書類提出期限までに行うべきこと	3
(2) 応募書類提出後のスケジュール（予定）	4
(3) 応募書類受付会場案内図	5
3 各種目の内容	
① 研究成果公開発表	
(i) 研究成果公開発表（B）	
(1) 対象	6
(2) 応募資格	6
(3) 重複応募の制限	6
(4) 応募金額	6
(5) 事業実施期間	6
(6) 事業実施主体	6
(7) 対象となる経費	7
(ii) 研究成果公開発表（C）	
(1) 対象	7
(2) 応募資格	7
(3) 応募金額	7
(4) 事業実施期間	7
(5) 事業実施主体	7
(6) 対象となる経費	8
② 國際情報発信強化	8
(1) 対象	8
(2) 応募資格	8
(3) 応募区分及び応募総額	9
(4) 重複応募の制限	9
(5) 応募対象経費	11
(6) 助成期間	11
(7) その他の留意点	11
③ 学術図書	12
(1) 対象	12
(2) 応募対象経費	12
(3) 事業期間	13
(4) その他の留意点	13
④ データベース	13
(1) 対象	13
(2) 応募区分	13
① 研究成果データベース	14
② 学術誌データベース	14
(3) 応募対象経費	14
① 研究成果データベース	15

② 学術誌データベース	15
(4) 事業期間	15
(5) その他の留意点	15

### III 応募される方へ

1 応募の前に行っていただくべきこと	16
(1) 研究成果公開発表	16
(2) 国際情報発信強化	16
(3) 学術図書	16
(4) データベース	16
2 応募書類の作成・応募方法等	17
(1) 研究成果公開発表	17
① 応募に必要な書類及び提出部数	17
② 応募書類作成に当たって留意していただくべきこと	17
(2) 国際情報発信強化	18
① 応募に必要な書類及び提出部数	18
② 応募書類作成に当たって留意していただくべきこと	18
(3) 学術図書	19
① 応募に必要な書類及び提出部数	19
② 応募書類作成に当たって留意していただくべきこと	19
(4) データベース	21
① 応募に必要な書類及び提出部数	21
② 応募書類作成に当たって留意していただくべきこと	21
(5) 審査希望分野の選定	23

### IV 既に継続事業課題として採択されている方へ

1 「研究機関」としてあらかじめ行っていただくべきこと	26
(1) 「研究機関」としての要件と指定・変更の手続き	26
(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出	26
(3) 公募要領の内容の周知	27

2 応募書類の取りまとめに当たって確認していただくべきこと	27
(1) 応募資格の確認	27
(2) 応募者への確認	27

3 応募書類の取りまとめ	28
--------------	----

### VI 応募書類の提出等

(参考1) 審査等	32
(参考2) 科学研究費補助金取扱規程	33
(参考3) 独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領	40
(参考4) 平成25年度科研費（補助金分・基金分）の交付状況等	49
1 平成25年度科研費（補助金分・基金分）の交付状況	49
2 平成25年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）の交付状況	51

問い合わせ先等	52
---------	----

【参考】 別冊は、下記の内容となっていますので参照してください。

〈別冊〉

平成26年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領 科学研究費補助金（研究成果公開促進費）  
－ 研究成果公開発表、国際情報発信強化、学術図書、データベース －（応募書類の様式・記入要領）

○応募者が作成する様式

1 研究成果公開発表

①研究成果公開発表（B）（別冊①）

- ・「計画調書」
- ・「応募カード」

②研究成果公開発表（C）（別冊①）

- ・「計画調書」
- ・「応募カード」

2 国際情報発信強化（別冊②）

- ・「計画調書」
- ・「応募カード」（注）

3 学術図書（別冊③）

- ・「計画調書」
- ・「応募カード」（注）
- ・「見積書＜学術図書刊行用＞」
- ・「見積書＜学術図書翻訳・校閲用＞」
- ・「発行部数積算書」

4 データベース

①研究成果データベース（別冊④）

- ・「計画調書」
- ・「応募カード」（注）
- ・「見積書＜入力作業委託費＞」
- ・「見積書＜CD-ROM, DVD-ROM等作成委託費＞」

②学術誌データベース（別冊④）

- ・「計画調書」
- ・「応募カード」（注）
- ・「見積書＜入力作業委託費＞」
- ・「見積書＜CD-ROM, DVD-ROM等作成委託費＞」

○研究機関が作成する様式

- ・「応募書類の提出書」様式T-51
- ・「計画調書(表紙)」様式T-52
- ・「応募カード(表紙)」様式T-53

※本会ホームページ（<http://www.jsps.go.jp>）において、各様式のPDFファイル及び書き込み可能なファイルを掲載しています。

（注）「応募カード」は、必ず本会ホームページにおいて掲載したExcelファイルをダウンロードして作成してください。

# I 科学研究費助成事業－科研費－（研究成果公開促進費）の概要

## 1 研究成果公開促進費の目的・性格

科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）のうち、研究成果公開促進費は、研究成果の公開発表、重要な学術研究の成果の発信及びデータベースの作成・公開について助成することによって、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与することを目的とするものであり、優れた研究成果の公的流通の促進を図るもので

## 2 種目

研究成果公開促進費には、次の種目があります。（平成26年度予定）

研究成果公開促進費の応募、審査及び交付の業務は日本学術振興会が行います。

種 目	目的・内 容
研究成果公開促進費	
研究成果公開発表	学会等による学術的価値が高い研究成果の社会への公開や国際発信の助成
国際情報発信強化	学協会等の学術団体等が学術の国際交流に資するため、更なる国際情報発信の強化を行う取組への助成
学術定期刊行物 (継続事業課題のみ)	学会又は複数の学会の協力体制による団体等が、学術の国際交流に資するために定期的に刊行する学術誌の助成 ※新規募集は行いません
学術図書	個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書の助成
データベース	個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とするものの助成

## 3 研究成果公開促進費に関するルール

- (1) 研究成果公開促進費は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」（以下、「適正化法」という。）、「科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）」、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（平成15年規程第17号）」等の適用を受けるものです。
- (2) 研究成果公開促進費には次の3つのルールがあります。
  - ①応募ルール：応募・申請に関するルール
  - ②評価ルール：事前評価（審査）に関するルール
  - ③使用ルール：交付された科研費の使用に関するルール
- (3) これらのルールは、今回、日本学術振興会が公募する研究成果公開促進費に関し、次のように適用されます。

種 目	応募ルール	評価ルール	使用ルール
研究成果公開発表 国際情報発信強化 学術図書 データベース	公 募 要 領	科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程 ※平成26年度の評価ルールは10月上旬頃公表予定	*【応募者向け】 補助条件 *【研究機関向け】 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）の使用について各研究機関が行うべき事務等

注) \*は「研究成果公開発表（B）」「学術図書」「データベース（研究成果データベース）」において、科研費の管理を、応募者が所属する研究機関が行うこととなる場合に該当します（2頁、「（4）科研費の適正な使用」参照。）。

#### (4) 科研費の適正な使用

科研費は、国民の貴重な税金等でまかなわれています。科研費の交付を受ける者には、法令及び使用ルール（補助条件）に従い、これを適正に使用する義務が課せられています。このため、交付申請時には、科研費の不正な使用等を行わないことを確認します。

また、「学術図書」「データベース（研究成果データベース）」において、応募者が研究機関（科学研究費補助金取扱規程（昭和40年3月30日文部省告示第110号）第2条に規定される研究機関（33頁参照）。以下同じ。）に所属する場合、また、「研究成果公開発表（B）」において、応募者が地方公共団体の設置する研究所その他の機関又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち、学術研究を行うものとして別に定めるところにより文部科学大臣が指定するもの（33頁参照）に所属する場合には、科研費の適正な使用に資する観点から、科研費の管理は、応募者が所属する研究機関が行うこととしており、各研究機関が行うべき事務（機関使用ルール）を定めています。この中で、研究機関には、経費管理・監査体制を整備し、物品費の支出については納品検査を適正に実施するなど、科研費の適正な使用を確保する義務が課せられています。いわゆる「預け金」を防止するためには、適正な物品の納品検収に加えて、取引業者に対するルールの周知、「預け金」防止に対する取引業者の理解・協力を得ることが重要です。「預け金」に関与した取引業者に対しては、取引を停止するなどの厳格な対応を徹底することが必要です。

応募者及び研究機関においては、採択後にこれらのルールが適用されることを十分御理解の上、応募してください。

#### (5) 科研費の使用に当たっての留意点

科研費（補助金分）は、応募に当たって事業期間を通じた一連の計画を作成し提出していただきますが、採択後の事業課題は、当該期間における各年度の補助事業として取り扱いますので、例えば、補助事業の年度と異なる年度の経費の支払いに対して補助金を使用することはできません。

また、当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由に基づき、年度内に完了しない見込みとなった場合には、日本学術振興会を通じて文部科学大臣が財務大臣へ繰越承認要求を行い、財務大臣の承認を得た上で、当該経費を翌年度に繰り越して使用することができます。

#### (6) 関係法令等に違反した場合の取り扱い

応募書類に記載した内容が虚偽であったり、関係法令・指針等に違反し、補助事業を実施した場合には、科研費の交付をしないことや、科研費の交付を取り消すことがあります。

#### (7) 不正使用、不正受給又は不正行為への対応

科研費に関する不正な使用、不正な受給又は不正行為を行った応募者等については、一定期間、科研費を交付しないこととしています。（詳細については、「（参考2）科学研究費補助金取扱規程」（35頁）、「（参考3）独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領」（42頁）を参照してください。）また、不正な使用、不正な受給又は不正行為が認められた事業課題については、当該科研費の全部又は一部の返還を求めることがあります。なお、これらに該当する応募者については、当該不正な使用、不正な受給又は不正行為の概要（研究機関等における調査結果の概要、関与した者の氏名、制度名、所属機関、事業課題、予算額、事業年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を原則公表することとします。

また、科研費以外の競争的資金（他府省所管分を含む。）で不正な使用、不正な受給又は不正行為を行い、一定期間、当該資金の交付対象から除外される応募者についても、当該一定期間、科研費を交付しないこととしています。

さらに、他府省を含む他の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。）に当該不正事案の概要を提供することにより、他の競争的資金への応募についても制限される場合があります。

なお、これらに該当する応募者については、他府省を含む他の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。）に当該不正な使用、不正な受給又は不正行為の概要（研究機関等における調査結果の概要、関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他の競争的資金への応募についても制限される場合があります。